

令和 8 年度宮崎県放課後児童支援員認定資格研修募集要項【改訂版】

1. 目的

本事業は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 6 3 号。以下「基準」という。）に基づき、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とします。

2. 受講対象者

（１）基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者で、放課後児童健全育成事業に現在従事している者又は従事することを予定している者

（２）研修の全日程（第 1 回・第 2 回：4 日間、第 3 回：8 日間）を全て受講できる者

【参考：基準第 10 条第 3 項】

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し、市町村長が適当と認めた者

十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事し、市町村長が適当と認めた者

3. 研修実施計画 別紙 1 のとおり

4. 申込方法及び申込期間（LINEによる申込・書類提出）

受講申込には、下記の（１）と（２）の両方の手続きが必要です。（対面、サテライト会場、オンライン受講共通）

申込及び必要書類の提出は、宮崎県児童館・児童クラブ連絡協議会のLINE公式アカウントから行います。

・LINE公式アカウント名：「 宮崎県放課後児童支援員研修 」

・友だち追加は、ホームページ掲載の二次元コード（QRコード）から行ってください。

（１）LINEによる申込（受講者１名で複数の申込不可）

- ・LINEのトーク画面に表示される申込フォームに沿って、必要事項を入力してください。
- ・すべての講義はハイブリット形式で行います。
- ・会場もしくはオンライン（Zoom）のうちどちらかを選んでお申し込みください。
- ・第１回～第３回のうち１つを選んでください。開催回の変更はできません。

（２）必要書類の提出

本人確認ができる書類の写し（必須）及び受講資格に応じた必要書類（別紙２のとおり）

・注意事項１

申込は、LINE公式アカウントで受け付けております。

（LINEを利用できない方は、研修事務局へお問い合わせください。）

※ 申込期間は開催回ごとに違いますので間違えないように気を付けてください。

※ 第１回【申込期間 令和８年 ７月２１日（火）～令和８年 ８月２０日（木）締切】

※ 第２回【申込期間 令和８年 ８月１２日（水）～令和８年 ９月２０日（日）締切】

※ 第３回【申込期間 令和８年１１月 １日（日）～令和８年１２月２０日（日）締切】

※ 申込は先着順で定員になり次第締切になります。

・注意事項２

必要書類は、宮崎県児童館・児童クラブ連絡協議会ホームページからダウンロードし、印刷し必要事項を記入の上、LINEのトーク画面から写真（画像）又はPDFで提出してください。

※ 本人確認書類・実務経験証明書・各種証明書もLINE提出になります。

※ 提出期間は開催回ごとに違いますので間違えないように気を付けてください。

※ 第１回【提出期間 令和８年 ７月２１日（火）～令和８年 ８月２０日（木）締切】

※ 第２回【提出期間 令和８年 ８月１２日（水）～令和８年 ９月２０日（日）締切】

※ 第３回【提出期間 令和８年１１月 １日（日）～令和８年１２月２０日（日）締切】

5. 申込提出書類 別紙２のとおり（申込書類の早見表）

6. 受講料

無料ですが、視聴にかかるインターネット通信料は受講者の負担となります。

※視聴はパソコンのみとなります。

7. 受講にあたっての事前準備（重要）

（１）修了評価シート（A４サイズ５枚）・受講票・研修レジュメは、各自でダウンロードして印刷をしてください。

※ 第１回【令和８年 ９月 ８日（火）から、ダウンロード可能です】

※ 第２回【令和８年１０月 ６日（火）から、ダウンロード可能です】

※ 第３回【令和９年 １月１２日（火）から、ダウンロード可能です】

（２）研修中は、受講票を常に準備してください。

（３）修了評価シートは、研修終了後、LINEのトーク画面から提出してください。

提出期限：各回の研修最終日から

※ 第１回【修了評価シート提出期限は令和８年 ９月２５日（金）まで】

※ 第２回【修了評価シート提出期限は令和８年１０月２３日（金）まで】

※ 第３回【修了評価シート提出期限は令和９年 ２月 ５日（金）まで】

（４）研修テキスト２冊が必要です。各自で購入してください。

・講義科目によっては、レジュメは無く、テキストのみの講義もあります。

・テキスト２冊を必ず、事前に予習しておいてください。

・テキストは、早めに発注購入されることをお勧めします。

① 放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材第３版（中央法規出版・１,２１０円）

テキストを書店で購入される方へ：ISBNコード 978-4-8243-0004-1

② 放課後児童クラブ運営指針解説書（令和７年４月）こども家庭庁

（発行年月日２０２５年４月 フレーベル館・７７０円）

テキストを書店で購入される方へ：ISBNコード 9784577815700

8. 受講者の決定

受講が決定した方には下記の日程迄に、申込に使用したLINEアカウント/メールに
受講決定通知が届きます。

※ 受講決定通知が届く日は開催回ごとに違います。

※ 第１回【受講決定通知が届く日 令和８年 ８月３０日（日）】

※ 第２回【受講決定通知が届く日 令和８年 ９月３０日（水）】

※ 第３回【受講決定通知が届く日 令和８年１２月３０日（水）】

9. 研修受講上の注意

（１）全ての研修科目（１６単位２４時間、ただし、科目の一部免除がある者は免除科目を除いた全ての科目）を履修した者に「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付します。

（２）病気など、社会通念上やむを得ない理由により、一部研修科目のみ履修した者に対しては、本人からの申請に基づき「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」を交付します。

（３）原則として、遅刻や早退をした場合は欠席と見なします。また、受講態度が不良の場合、修了証を発行できない場合があります。

（４）申込に虚偽の内容があった場合、修了が取り消されることがあります。

（５）研修日時等に変更が発生した場合は、事前に、LINE及びホームページでお知らせします。

(6) 対面、サテライト会場で受講される方へ

・当日持参するもの

受講票・テキスト2冊・レジュメ・運転免許証又はマイナンバーカード（顔写真付きの証明書）・・・修了評価シート・筆記具・昼食・飲み物・室内スリッパ（第2・3回のみ）

(7) オンラインで受講される方へ

パソコンのみの受講となります。スマホ・タブレットは受講不可です。

・当日必要なもの

受講票・テキスト2冊・レジュメ・修了評価シート・筆記具・パソコン

10. お問い合わせ先

【研修実施に関する事項】 お問い合わせは、次の①～③をご利用ください。

① AIチャットボット（LINE）

LINE公式アカウントのトーク画面から、24時間いつでも質問できます。申込方法・提出書類・研修日程などのよくある質問に、AIが自動で回答します。

② お問い合わせフォーム

AIチャットボットで解決しない場合は、宮城県児童館・児童クラブ連絡協議会研修ホームページの『お問い合わせ』フォームをご利用ください。事務局より回答します。

③ 電話でのお問い合わせ

宮城県児童館・児童クラブ連絡協議会事務局（研修事務局）

（住 所）都城市上長飯町81-11-1

（電 話）080-3222-3278（平日午前8時30分～午後5時15分）

※電話が混み合う場合があります。

まずは①AIチャットボット・②お問い合わせフォームのご利用をお願いします。

【修了証に関する事項】

宮城県 福祉保健部 こども政策課 子育て支援担当

（住 所）宮崎市橘通東2丁目10番1号

（電 話）0985-26-7056（平日午前8時30分～午後5時15分）

令和 8 年度宮崎県放課後児童支援員認定資格研修会 研修実施計画【改訂版】

第 1 回	ハイブリット研修 研修日 令和 8 年 9 月 1 5 日(火)・1 6 日(水)・1 7 日(木)・1 8 日(金) ≪ 4 日間 ≫ □会場受講者 宮崎学園短期大学(宮崎市) 研修会場開場 8 時 3 0 分 研修 8 時 5 5 分～1 6 時 1 0 分 □ZOOM受講 入室開始 8 時 3 0 分 研修 8 時 5 5 分～1 6 時 1 0 分 募集定員 会場対面 2 0 0 名程度・オンライン ZOOM 1 0 0 名程度 募集要項案内令和 8 年 7 月 2 1 日(火) 受講申込及び必要書類提出期間 令和 8 年 7 月 2 1 日(火)～令和 8 年 8 月 2 0 日(木) ※募集要項を必ずご確認ください。 受講決定通知が届く日 令和 8 年 8 月 3 0 日(日)
第 2 回	ハイブリット研修 研修日 令和 8 年 1 0 月 1 3 日(火)・1 4 日(水)・1 5 日(木)・1 6 日(金) ≪ 4 日間 ≫ □会場受講者 上長飯認定こども園(都城市) 研修会場開場 8 時 3 0 分 研修 8 時 5 5 分～1 6 時 1 0 分 □ZOOM受講 入室開始 8 時 3 0 分 研修 8 時 5 5 分～1 6 時 1 0 分 募集定員 会場対面 5 0 名程度・オンライン ZOOM 1 0 0 名程度 募集要項案内令和 8 年 8 月 1 2 日(水) 受講申込及び必要書類提出期間 令和 8 年 8 月 1 2 日(水)～令和 8 年 9 月 2 0 日(日) ※募集要項を必ずご確認ください。 受講決定通知が届く日 令和 8 年 9 月 3 0 日(水)
第 3 回	ハイブリット研修 研修日 令和 9 年 1 月 1 8 日(月)・1 9 日(火)・2 1 日(木)・2 5 日(月)・2 6 日(火) 令和 9 年 1 月 2 7 日(水)・2 8 日(木)・2 9 日(金) ≪ 合計 8 日間 ≫ □会場受講者 上長飯認定こども園(都城市) 研修会場開場 8 時 3 0 分 研修 8 時 5 5 分～1 2 時 1 5 分 □ZOOM受講 入室開始 8 時 3 0 分 研修 8 時 5 5 分～1 2 時 1 5 分 募集定員 会場対面 5 0 名程度・オンライン ZOOM 1 0 0 名程度 募集要項案内令和 8 年 1 1 月 1 日(日) 受講申込及び必要書類提出期間 令和 8 年 1 1 月 1 日(日)～令和 8 年 1 2 月 2 0 日(日) ※募集要項を必ずご確認ください。 受講決定通知が届く日 令和 8 年 1 2 月 3 0 日(水)

【研修事務局】 宮崎県児童館・児童クラブ連絡協議会

〒885-0042 都城市上長飯町 8 1 - 1 1 - 1

TEL 080-3222-3278